

三重県公報

第10150号

昭和48年6月1日

金 曜 日

目 次

規 則

- 三重県行政組織規程の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

告 示

- 字区域の変更 (地 方 課) 9
 ○ 食糧管理法施行規則による小売販売業者甲の業者登録 (農 政 課) 10
 ○ 同件 (同) 10
 ○ 同件 (同) 10
 ○ 食糧管理法施行規則による米飯提供業者の業者登録 (同) 11
 ○ 県営育生地区農地開発事業の事業計画の確定 (耕 地 課) 11
 ○ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による知事の指定する軽微な工作物の指定 (林 業 課) 11
 ○ 漁船損害補償法による付保義務の同意を求める発起人からの届出 (漁 政 課) 12
 ○ 下御糸漁港の漁港管理者の指定 (漁 港 課) 15
 ○ 公有水面埋立権譲渡の許可 (同) 16
 ○ 公有水面埋立の追認 (港 湾 課) 16

公安委告示

- 交通規制等の一部改正 (交通企画課) 17

公 告

- 換地計画認可申請の適否決定 (耕 地 課) 42
 ○ 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (建 築 課) 42
 ○ 同件 (同) 43
 ○ 同件 (同) 43
 ○ 朝日町埋立地区画整理組合の理事の住所及び氏名 (計 画 課) 44
 ○ 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (四日市土木) 44
 ○ 同件 (鈴鹿土木) 45
 ○ 同件 (同) 45
 ○ 同件 (同) 45
 ○ 道路位置指定 (松阪土木) 46

三重県文書課長
 課長補佐

課長補佐

三重県文書課長

三重県文書課長

三重県文書課長

増田

三重県文書課長

正 誤

○ 昭和48年5月15日付三重県公報第10145号

規 則

● 三重県規則第四十二号

三重県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十八年六月一日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県行政組織規程の一部を改正する規則

三重県行政組織規程(昭和三十二年三重県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号学事文書課の項中、「法令係」を削り、同号消防防災課の項中「産業保安係」を「保安係」に改め、同条第二項第二号水資源課の項中「企画調整係」を削り、同号統計課の項中「統計行政係、企画研究係、所得統計係、社会統計係、商工統計係、労働統計係、農林統計係、消費統計係、生産動態統計係」を削り、同条第二項第五号環境保全課の項中「自然公園係」を「公園管理係、公園施設整備係」に改め、同条第二項第六号職業安定課の項中「業務係」を「特別紹介係」に、「労働係」を「職業係」に改め、同条第二項第七号農政課の項中「企画係」を「企画係、農村計画係」に改め、同号農業構造改善課の項中「地域振興係」を「農村整備係」に改め、「開拓営農調整係」を削り、同号畜産課の項中「家畜衛生係」を「家畜衛生係、畜産環境整備係」に改め、同条第二項第八号監理課の項中「財産管理係」を「収用審査係」に改め、同号用地対策課の項中「用地第三係」を「先行取得係」に改め、同号砂防課の項中「砂防係」を「砂防行政係、砂防係」に改め、同号計画課の項中「下水道係」を「下水道係、公園係」に改める。

第八条の二管理課の項中、「検査係」を削る。

第十四条の二環境保全課の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の施行に関すること。

第十六条農政課の項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の施行に関すること。

第十六条農政課の項第十四号中「(農業構造改善課の所管に係るものを除

く。)を削り、同項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条農業構造改善課の項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「開拓者金融」を「農業就業構造の改善」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第八号及び第九号を二号ずつ繰り上げ、同条蚕糸園芸課の項中第十二号を第十三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の前に次の一号を加える。

一 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の施行に関すること。

第十六条漁政課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の施行に関すること。

第十七条監理課の項第八号を次のように改める。

八 収用委員会の事務に関すること。

第十七条用地対策課の項第六号を次のように改める。

六 建設省所管の公共用財産に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

第二十二條第五項の表監理監の項の次に次のように加える。

監 理 主 査	総 務 部	上司の命を受けて特定の公益法人等の許認可及び監督に関する連絡調整事務を処理する。
---------	-------	--

第二十九條第四項中「この規則で定めるところにより」を削る。

第三十六條農務課の項中「農地開拓調整係」を「農地調整係」に改める。

第四十二條第一項総務課の項中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 庁内の取締りに関すること(桑名県税事務所に限る。)

第六十五條を次のように改める。

(内部組織)

第六十五條 労政事務所の事務を分掌させるため、次のとおり課を置く。

労 政 課

指 導 課

第六十六條第一項中「四日市労政事務所及び津労政事務所」を「労政事務所」に、「四日市労政事務所にあつては」を「四日市労政事務所及び伊勢労政

事務所にあつては」に改め、同条第二項を削る。

第六十七条中「係長」を削る。

第六十九条農業構造改善課の項中「農地開拓調整係」を「農地調整係」に改める。

第八十条第二項第一号中「及び南勢家畜保健衛生所」を、「南勢家畜保健衛生所及び伊賀家畜保健衛生所」に、「中勢家畜保健衛生所を除く」を「中勢家畜保健衛生所及び伊賀家畜保健衛生所を除く」に改め、同項第二号中「伊賀家畜保健衛生所及び」を削る。

第八十一条業務課の項第十三号から第十五号までの規定中「伊賀家畜保健衛生所及び」を削る。

第八十四条を次のように改める。

(内部組織)

第八十四条 耕地事務所、次の各号に掲げる区分に従い上欄に掲げる課を設け、課の事務を分掌させるため、下欄に掲げる係を置く。

一 桑名耕地事務所及び松阪耕地事務所

庶務課 庶務係 用地指導係

指導課 指導第一係 指導第二係

工事課 工事係 災害防災係 農地開発係(桑名耕地事務所に限る。)

二 四日市耕地事務所、津耕地事務所、伊勢耕地事務所及び上野耕地事務所

庶務課 庶務係 用地指導係

指導課 指導第一係 指導第二係 宮川用水係(伊勢耕地事務所に限る。)

工事課 工事係 災害防災係(津耕地事務所及び伊勢耕地事務所に限る。) 堤防整備係

三重用水課(四日市耕地事務所に限る。) 計画係 建設係

中勢用水課(津耕地事務所に限る。) 建設係

青蓮寺開発課(上野耕地事務所に限る。) 業務係

三 鳥羽耕地事務所及び尾鷲耕地事務所

庶務課 庶務係

業務課 指導係 工事係

四 熊野耕地事務所

庶務課 庶務係

指導課 指導係

工事課 工事係 農地開発係

第八十五条庶務課の項第十一号中「(換地処分に係るものを除く。)」を削

り、同項中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 県営圃場整備事業の換地に関する事。

第八十五条工事課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

八 その他県営工事の施行及び監督に関する事。

第九十二条第一項を次のように改める。

土木事務所に、次の各号に掲げる区分に従い上欄に掲げる課を設け、課の事務を分掌させるため、下欄に掲げる係を置く。

一 桑名土木事務所、四日市土木事務所、津土木事務所、松阪土木事務所、

伊勢土木事務所及び上野土木事務所

庶務課 庶務係

管理課 管理係

用地課 用地係

工務課 工務第一係 工務第二係 鉄道高架係(四日市土木事務所に限る。) 特別工事係(上野土木事務所に限る。)

維持課 維持第一係 維持第二係

建築課 建築係

計画第一課(津土木事務所に限る。) 換地補償係 工事係

計画第二課(津土木事務所に限る。) 換地補償係 工事係

計画課(伊勢土木事務所に限る。) 換地清算係 工事係

港湾課(松阪土木事務所に限る。)

二 鈴鹿土木事務所、久居土木事務所、志摩土木事務所、尾鷲土木事務所及び

熊野土木事務所

管理課 庶務係 管理係

用地課 用地係

工務課 工務第一係 工務第二係 特別工事係(志摩土木事務所に限る。)

維持課 維持第一係 維持第二係

建築課 建築係

港湾課(尾鷲土木事務所に限る。) 港湾係

第九十二条第二項三重県四日市土木事務所熊野出張所の項の次に次のように加える。

三重県鈴鹿土木事務所 鈴鹿市 鈴鹿市のうち別に定める区域

青少年の森管理出張所

第九十二条第二項三重県上野土木事務所名張出張所の項の次に次のように加える。

三重県志摩土木 鳥羽市 鳥羽市のうち別に定める区域

事務所鳥羽港管

理出張所

第九十三条第一項管理課の項中「管理課」を「庶務課」に改め、同条第一項庶務課の項第六号中「上野土木事務所及び志摩土木事務所」を「及び上野土木事務所」に改め、同条第二項庶務課の項中第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第十一号とし、第十六号から第十八号までを四号ずつ繰り上げ、同条第二項庶務課の項の次に次のように加える。

管 理 課（桑名土木事務所、四日市土木事務所、津土木事務所、松阪土木事務所、伊勢土木事務所及び上野土木事務所）

- 一 採石法の施行に關すること。
- 二 土木部河川課、港湾課及び砂防課の所管に係る砂利採取法の施行に關すること。
- 三 道路、河川、海岸、港湾、都市公園及び砂防指定地の管理事務に關すること。
- 四 屋外広告物の取締に關すること。

管 理 課（鈴鹿土木事務所、久居土木事務所、志摩土木事務所、尾鷲土木事務所及び熊野土木事務所）

庶務課及び管理課（桑名土木事務所、四日市土木事務所、津土木事務所、松阪土木事務所、伊勢土木事務所及び上野土木事務所）の分掌事務に相當する事務に關すること（志摩土木事務所における出納その他会計に關する事務については、入札保証金及び物品の出納及び保管に限る。）。

第九十八条中「教務課」を「教務二課」に改める。

教務二課

第九十九条を次のように改める。

（分掌事務）

第九十九条 自治研修所各課の分掌事務は、次のとおりとする。

教務一課

- 一 公印の管守に關すること。
- 二 文書の処理及び保存に關すること。
- 三 職員の身分及び服務に關すること。
- 四 予算経理に關すること。
- 五 財産の管理に關すること。
- 六 出納その他会計に關すること。

七 広報及び公廳に關すること。

八 職員の研修に關する事務のうち管理監督者研修の企画及び実施に關すること。

九 研修記録の整理に關すること。

十 その他教務二課の所管に屬しないこと。

教務二課

一 職員の研修に關する事務のうち教務一課に屬しない研修の企画及び実施に關すること。

二 職場研修の助言に關すること。

三 研修資料の作成に關すること。

第百条第一項中「主査」を削る。

第百十六條の五中「主査」を削る。

第百四十二條中「材料課」を「材料課
機械金屬課」に改める。

第百四十三條に次のように加える。

機械金屬課

一 機械及び機械部品並びに加工技術の試験研究に關すること。

二 金属材料及び金屬加工技術の試験研究に關すること。

三 電気計装及び自動制御の試験研究に關すること。

第百四十四條中「所長」を「所長、次長」に改める。

第百五十八條第一項 環境部の項中「地力保全研究室」を「地力保全研究
環境調査研究

室」に改める。

第百五十九條第一項園芸部果樹研究室の項、園芸部野菜研究室の項及び園芸部花き研究室の項を次のように改める。

園芸部果樹研究室

- 一 果樹に係る試験研究に關すること。
- 二 果樹種苗の育成及び配布に關すること。

園芸部野菜研究室

- 一 野菜に係る試験研究に關すること。
- 二 野菜種苗の生産及び配布に關すること。

園芸部花き研究室

- 一 花きに係る試験研究に關すること。
- 二 花き種苗の生産及び配布に關すること。

第百五十九條第一項環境部地力保全研究室の項の次に次のように加える。

環境部環境調査研究室

農作物の環境保全に係る調査研究に關すること。

第百五十九條第二項茶業センター栽培研究室の項を次のように改める。

茶業センター栽培研究室

- 一 茶の栽培に係る試験研究に關すること。
- 二 茶種苗の育成及び配布に關すること。

第百五十九條第二項伊賀農業センター果樹研究室の項及び紀南かんきつセン

ターかんきつ研究室の項を次のように改める。

伊賀農業センター果樹研究室

- 一 果樹に係る試験研究に關すること。
- 二 果樹種苗の育成及び配布に關すること。

紀南かんきつセンターかんきつ研究室

- 一 かんきつに係る試験研究に關すること。
- 二 かんきつ種苗の育成及び配布に關すること。

第百七十四條第一号中「普及員室（内水面水産試験場を除く。）」を

「普及員室（内水面水産試験場を除く。）

技術指導室（内水面水産試験場に限る。）

専門技術員室（伊勢湾水産試験場に限る。）」に改める。

第百七十五條内水面水産試験場研究室の項第三号中「調査及び指導」を「調

査研究」に改め、同条普及員室の項の次に次のように加える。

技術指導室

淡水養殖及び内水面漁業の技術指導に關すること。

専門技術員室

普及員の普及活動の指導に關すること。

第二百二條第二項各号列記以外の部分中「係又は科」を「課（科）又は係」に改め、同項第一号中「庶務係」を「庶務課」に改め、同項第二号中「訓練校」を「訓練係」改め、同条第三項中「次のとおりとする」を「次のとおりとし、津厚修職業訓練校の各課（科）の分掌事務は校長において定め、商工労働部長及び総務部長に報告するものとする。これを変更する場合もまた同様とする」に改め、同条第五項中「係長、科長」を「課（科）長、係長」に改める。

第二百五條第二項中「（津農業改良普及所及び志摩農業改良普及所を除く。）」を削り、「（津農業改良普及所、松阪農業改良普及所、伊勢農業改良普及所、伊賀農業改良普及所及び紀州農業改良普及所に限る。）」を「（一志農業改良普及所及び志摩農業改良普及所を除く。）」に改め、同条第五項地域指導課の項第八号中「（津農業改良普及所及び志摩農業改良普及所に限る。以下次号において同じ。）」を削り、同条第五項地域指導課の項第十号中「津農業改良普及所、松阪農業改良普及所、伊勢農業改良普及所、伊賀農業改良普及所及

び紀州農業改良普及所を除く。」を「（一志農業改良普及所及び志摩農業改良普及所に限る。）」に改め、同条第七項中「所長」を「所長、次長」に改める。

第二百八條の三第三項第一号を次のように改める。

- 一 県立大学に事務局を置き、事務局に次に掲げる課を設け、課の事務を分掌させるため、係を置く。

総務課 管理係 企画係 予算係 出納係 施設係

第二百八條の三第三項第三号イ中「会計係 教務係 厚生係」を「教務厚生係」に改め、同項第四号イ水産学部の学務課の項中「教務係 教養係 厚生係」を「教務厚生係」に改める。

第二百八條の四第一項総務課の項第十五号中「（附属病院建設事務所の所管に係るものを除く。）」を削り、同条第一項総務課の項第十六号中「附属病院建設事務所及び」を削り、同条第一項附属病院建設事務所の項を削る。

第二百一十一條第二項第三号中「三重県志摩土木事務所」を「三重県志摩土木事務所
三重県中南勢道路

務所 に改める。

用地対策事務所」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

●三重県告示第337号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、一志郡、志町の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届け出があつた。

昭和48年6月1日

三重県知事 田 川 亮 三

一志郡一志町大字高野字上野に編入する区域

一志郡一志町大字高野字池下 192の1、192の2、192の5、193の2、194の2、199の1、199の2、200の1、201の1、字権現山1484、1484の2、1484の7、1485の6から1485の10まで、1485の12、1487の18、1487の19、字土穴1479の3、1483の7、字赤坂1478の21、1488、字石町1977、1978の1、字耳谷160、177の3、177の4、178、178の3、179の3、180の1から180の3まで、180の13、180の14、182の2、183の1、183の3から183の5まで、字長谷164から166まで、166の1、166の2、166の6、166の7、字甲立1964の1、1964の22、1979の1、1979の6、字重石106、109の2、110の1から110の4まで、字野田66の1から66の4まで、68、73、77、98の1

●三重県告示第338号

食糧管理法施行規則（昭和22年農林省令第103号）第22条の2第2項の規定により、次の者を小売販売業者甲として業者登録した。

昭和48年6月1日

三重県知事 田 川 亮 三

登 録 年 月 日	登 録 番 号	登 録 の 類	営業所の所在地	屋 号 又 は 氏 名
48. 1. 11	525	全部引継	松阪市六軒町36	小 出 達 男
" 3. 2	323	"	津市笠屋町1787	田 中 祐 一

●三重県告示第339号

食糧管理法施行規則（昭和22年農林省令第103号）第35条の2第1項の規定により、次の者を小売販売業者甲として業者登録した。

昭和48年6月1日

三重県知事 田 川 亮 三

登 録 年 月 日	登 録 番 号	登 録 の 類	営業所の所在地	屋 号 又 は 氏 名
48. 1. 29	753	名義変更	伊勢市大世古町1—8—28	株式会社 佐々木商店
" 2. 23	224	"	鈴鹿市磯山町3732	出 口 善五郎
" 3. 8	754	"	伊勢市村松町4009	伊勢市北部農業協同組合 村松支所
" " 16	2029	"	安芸郡安濃村大字 内多445	安濃村農業協同組合 安濃支所
" " 22	106	"	四日市市南浜田町 5—43	米角屋 株式会社米角
" " "	2006	"	員弁郡大安町円生 川中990—1	石樽農業協同組合 円生川支所

●三重県告示第340号

食糧管理法施行規則（昭和22年農林省令第103号）第35条の2第2項の規定により、次の者を小売販売業者甲として業者登録した。

昭和48年6月1日

三重県知事 田 川 亮 三

登 録 年 月 日	登 録 番 号	登 録 の 類	営業所の所在地	屋 号 又 は 氏 名
48. 2. 24	348	所在地変更	津市柳山元町1408	吉 村 勝 彦
" 3. 26	223	"	鈴鹿市東丸之内町 535	鈴鹿郡米穀販売企業組合 庄内販売所
" " "	244	"	亀山市市ヶ坂町 683	" 西町販売所

●三重県告示第341号

食糧管理法施行規則（昭和22年農林省令第103号）第35条の4第1項の規定により、次の者を米飯提供業者として業者登録した。

昭和48年6月1日

三重県知事 田 川 亮 三

登 録 年 月 日	登 録 番 号	登 録 の 類	営業所の所在地	屋 号 又 は 氏 名
48. 2. 23	1733	新 規	桑名郡多度町小山 1901—8	多度町農業協同組合
" 3. 22	2312	"	津市羽所町津ステ ーションビル内	株式会社 森永キャンデー ストアー営業部
" " "	5256	"	上野市土橋37	株式会社 上野共同給食
" " 27	1734	"	四日市市新正4丁 目8—12	正和製菓株式会社

●三重県告示第342号

県営育生地区農地開発事業の事業計画を確定した。

昭和48年6月1日

三重県知事 田 川 亮 三

●三重県告示第343号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ2第5項の規定に基づく知事の指定する軽微な工作物を、次のとおり指定する。

昭和48年6月1日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 ベンチ、くずかご、水槽、墓碑等
- 2 炭焼小屋、作業小屋、幕舎等

- 3 自家用水道の送水施設、自家用発電の送電施設等
- 4 30平方メートル以内の休憩所及び停留所
- 5 高さ5メートル以内の展望台
- 6 延長500メートル以内の歩道
- 7 高さ3メートル、長さ5メートル以内の公園遊戯施設
- 8 15平方メートル以内の公衆便所
- 9 高さ5メートル、面積15平方メートル以内の仮工作物
- 10 災害復旧及び人命保護のための緊急を要する応急工作物
- 11 延長500メートル以内の道路（軌道を含む）の改修のための工作物
- 12 自然立木を利用した仮設軽索道
- 13 既設工作物に付属する面積15平方メートル以内、高さ5メートル以内の工作物

●三重県告示第344号

漁船損害補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による付保義務の同意を求めるため、発起人から次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調書は、三重県農林水産部水産事務局漁政課に備え置いて昭和48年6月1日から昭和48年6月15日まで縦覧に供する。

昭和48年6月1日

三重県知事		田 川 亮 三
加入区	法第113条第1項の申出をした漁業協同組合	発起人住所及び氏名
城南	城南漁業協同組合	桑名市大字福地 吉田孝雄 桑名市大字小貝須 中村満 桑名市大字立田町 石川勝晴 四日市市富田一色町 樋口輝司 野呂源蔵 鈴木伝七 四日市市東富田町 加藤勘次郎 小川保 広瀬勘右門
富洲原	富洲原	〃
富田	富田	〃

白子	白子	〃	鈴鹿市白子町 吉田二郎 光永正次 須賀浦一男 安芸郡河芸町 古市正雄 阪益一 北出秀吉 一志郡香良洲町 奥田甚次郎 土性郁夫 伊藤清和 多気郡明和町大字大淀 西村総次 土屋和久雄 山中正雄 伊勢市大湊町 仲林壮介 金森重治 金森亨 鳥羽市小浜町 有竹音松 下村仁 勝又佐美夫 鳥羽市桃取町 竹内由三 浜口務 片山金助 鳥羽市菅島町 木下為雄 松村文蔵 中村仙之助 志摩郡阿児町安乗 木下佐太郎 山川秋男 片山元市
河芸町	河芸町	〃	
香良洲	香良洲	〃	
大淀	大淀	〃	
大湊町	大湊町	〃	
小浜	小浜	〃	
桃取町	桃取町	〃	
菅島	菅島	〃	
安乗	安乗	〃	

船越、船越 "

志摩郡大王町船越

山際兵一郎

大道佐市

北村源吾

浜島、浜島 "

志摩郡浜島町浜島

柴原清広

井上善秋

谷水金一

迫間、迫間浦 "

度会郡南勢町迫間浦

藤井矢八

城光男

三浦長夫

田曾浦、田曾浦 "

度会郡南勢町田曾浦

坂本恵市

中村文兵

山本与一

費浦、費浦 "

度会郡南島町費浦

矢野省三

浜川喜己也

大野昭生

阿曾浦、阿曾浦 "

度会郡南島町阿曾浦

山川修佑造

山下駒太郎

山本伝三

古和浦、古和浦 "

度会郡南島町古和浦

南元夫

磯崎光夫

吉田一己

錦、錦 "

度会郡紀勢町錦

西村重喜

西村一司

西村国男

引本、引本 "

北牟婁郡海山町大字引

本浦

野村信一

浜田徳二

島勝、島勝 "

中村周太郎

北牟婁郡海山町大字島勝浦

福山三雄

浜田力雄

山下富森

尾鷲、尾鷲 "

尾鷲市大字天満浦

日高邦夫

尾鷲市港町

岡田良一

笠松栄

大曾根浦、大曾根 "

尾鷲市大字大曾根浦

西靖生

世古忠司

西博生

三木浦、三木浦 "

尾鷲市三木浦町

浜中源吾

浜中博

大門定則

●三重県告示第345号

漁港法（昭和25年法律第137号）第25条第1項及び第44条の規定に基づき、
下御糸漁港の漁港管理者を次のとおり指定する。

昭和48年6月1日

三重県知事 田川亮三

- 1 漁港の名称
下御糸漁港
- 2 漁港の種類
第1種
- 3 所在地
多気郡明和町下御糸
- 4 漁港管理者
明和町

●三重県告示第346号

公有水面埋立権譲渡について次のとおり許可した。

昭和48年6月1日

三重県知事 田 川 亮 三

1 申請人の住所氏名

譲渡人 志摩郡阿児町安乗
安乗漁業協同組合

譲受人 阿 児 町

2 埋立の場所

志摩郡阿児町安乗355番地先公有水面

3 埋立目的及び面積

護 岸

79.92平方メートル

漁港施設用地

352.32平方メートル

4 埋立追認年月日

昭和46年8月10日

5 譲渡年月日

昭和48年2月10日

●三重県告示第347号

公有水面埋立について、次のとおり追認した。

昭和48年6月1日

宇治山田港港湾管理者の長

三重県知事 田 川 亮 三

1 願人の住所、氏名

伊勢市大湊町75番地の17
大湊町漁業協同組合

2 埋立の場所及び面積

伊勢市大湊町1125の32、1125の22、85の12、1125の21、地先公有水面面積

964.42平方メートル

3 埋立の目的

漁船修理場用地及び堤防敷

4 工事しゅん工期限

昭和48年7月31日

5 埋立追認の年月日

昭和48年5月21日

公安委告示

●三重県公安委員会告示第17号

道路交通法の規定に基づく交通規制等（昭和45年三重県公安委員会告示第4号）の一部を、次のように改正する。

昭和48年6月1日

三重県公安委員会委員長 安 西 三 四 生

員弁警察署の項

別表第2(1) 6の欄の次に、次のように加える。

7	大型自動車、町道 大型特殊自動車 通学道路	員弁郡大安町大字平塚字八幡1109番地 の3先から 員弁郡大安町大字平塚字上松崎1757番 地先までの600メートルの間	終 日
---	-----------------------------	---	-----

別表第2(4) 18の欄の次に、次のように加える。

19	町道 三里中学校線	員弁郡大安町大字平塚町道三里中学校線を 字八幡1113番地先町道東進した場合の町道大 三里中学校線と町道安中学校東通学道路へ 大安中学校東通学道路の左右折 の交差点	〃
20		町道三里中学校線を 西進した場合の町道大 安中学校東通学道路へ の左右折	〃

別表第3 71の欄の次に、次のように加える。

72	町道 員弁東部農道	員弁郡員弁町大字大泉新田 265番地先 (岩田勇方前)	〃	1 無
73		員弁郡員弁町大字大泉字松ノ木 164番地の 1先 (松ノ木神社前)	〃	1 無
74		員弁郡員弁町大字東一色字岡山2112番地先 (広田一哉方前)	〃	1 無
75		員弁郡員弁町大字東一色字了田浦1794番地 先 (服部正方前)	〃	1 無
76	国道 306号線	員弁郡藤原町大字市場89番地先 (羽場スタンド前)	〃	1 無
77		員弁郡藤原町大字本郷 989番地先 (羽場徳男方前)	〃	1 無
78	町道 東禅寺中央線	員弁郡藤原町大字東禅寺1279番地先 (山川スタンド前)	〃	1 無

別表第5 16の欄の次に、次のように加える。

17	高、中速 車	県道 四日市関 ヶ原線	員弁郡藤原町大字篠立2470番地先 から員弁郡藤原町大字古田県境ま で	2,400	毎時 40キロメ ートル
18			員弁郡藤原町大字篠立3942番地先 から員弁郡藤原町大字篠立2470番 地先まで	1,100	毎時 30キロメ ートル
19		国道 306号線	員弁郡藤原町大字本郷 989番地先 から員弁郡藤原町大字本郷 316番 地先まで	850	毎時 40キロメ ートル
20			員弁郡藤原町大字下野尻 275番地 の4先から員弁郡藤原町大字下野 尻 963番地先まで	850	毎時 40キロメ ートル
21		県道 篠立下野 尻線	員弁郡藤原町大字西野尻1079番地 先から員弁郡藤原町大字山口1454 番地先まで	4,500	毎時 30キロメ ートル

別表第10 75の欄の次に次のように加える。

76	員弁郡藤原町大字坂本 877番地先県道篠立下 野尻線と県道西藤原停車場線の交差点 (松本会堂東)	東詰から入る車両	"
77	員弁郡藤原町大字大貝戸 795番地先県道篠立 下野尻線と町道市場大貝戸線の交差点 (森川佐蔵方東)	東詰から入る車両	"
78	員弁郡藤原町大字石川 588番地先県道西野尻 麓村線と町道産業道路の交差点 (妙福寺裏)	南詰から入る車両	"
79	員弁郡藤原町大字志礼石新田13番地先国道 306号線と県道時下野尻線の交差点 (サ石油店前)	北詰から入る車両	"
80	員弁郡藤原町大字市場89番地先国道 306号線 と町道市場線および町道大貝戸市場線の交差 点(羽場石油店前)	東詰および西詰か ら入る車両	"
81	員弁郡藤原町大字川合1068番地先県道時下野 尻線と旧県道時下野尻線の交差点 (伊藤四郎方前)	東詰から入る車両	"
82	員弁郡藤原町大字下野尻 293番地先県道篠立 下野尻線と町道宮前線の交差点 (藤原館前)	南詰から入る車両	"
83	員弁郡藤原町大字石川 577番地先町道宮前線 と町道産業道路取付路の交差点 (小野田セメント東ロータリー)	南詰および北詰か ら入る車両	"
84	員弁郡藤原町大字石川 588番地先県道西野尻 麓村線と町道宮前線の交差点 (石川墓地北)	北詰から入る車両	"
85	員弁郡藤原町大字西野尻1079番地先県道篠立 下野尻線と県道西野尻麓村線の交差点 (黒田製材前)	南詰から入る車両	"
86	員弁郡藤原町大字山口2857番地先国道 306号 線と県道篠立下野尻線の交差点 (藤田芳郎方前)	東詰および西詰か ら入る車両	"
87	員弁郡藤原町大字山口 433番地の1先県道四 日市関ヶ原線と県道篠立下野尻線の交差点 (三当橋東)	南詰から入る車両	"
88	員弁郡藤原町大字本郷316番地先国道306号線 と県道四日市関ヶ原線の交差点 (近藤一己方前)	北詰から入る車両	"

四日市北警察署の項

別表第3 127の欄の次に、次のように加える。

128	町道 高松川越 海岸線	三重郡川越町大字高松91番地の2先 (リリー理容館前)	"	1	無
-----	-------------------	--------------------------------	---	---	---

別表第8中

13	県道 四日市関 ヶ原線	四日市市小杉町 322番地の1先から 四日市市生桑町20番地先まで	800	メートル
----	-------------------	--------------------------------------	-----	------

を

13	県道 四日市関 ヶ原線	四日市市野田2丁目2番48号先から 四日市市生桑町20番地先まで	1,350	メートル
----	-------------------	-------------------------------------	-------	------

に改める。

四日市南警察署の項

別表第1中

12	四日市市大字日永2160番地先国道1号線と県道宮東日 永線の交差点	海軍道路交差点
----	--------------------------------------	---------

を

12	四日市市大字日永5丁目12番4号先国道1号線と県道 宮東日永線の交差点	海軍道路交差点
----	--	---------

に改める。

別表第2(3) 28の欄の次に、次のように加える。

29	市道 橋南新正 町線	四日市市新正5丁目1番16号先から 四日市市新正5丁目4番9号先までの 207メートルの間	南進禁止	終 日
----	------------------	---	------	-----

別表第2(4) 179の欄の次に、次のように加える。

180	車 両 ただし、 自転車 を除く。	市道 赤堀10号 線	四日市市新正5丁目1番16号先市道赤堀10号線を東進 した場合の市道橋南新 正町線への右折	"
181			市道赤堀10号線を西進 した場合の市道橋南新 正町線への左折	"
182		市道 赤堀11号 線	四日市市新正5丁目4番41号先市道赤堀11号 線と市道橋南新正町線 の交差点	"
183			市道赤堀11号線を西進 した場合の市道橋南新 正町線への左折	"

別表第3中

14	四日市市大字日永2161番地先 (旧海軍道路交差点)	"	4	有
14	四日市市大字日永5丁目12番4号先 (海軍道路交差点)	"	4	有
40	四日市市千歳町2番地先 (真金俊行方前)	"	1	無
40	四日市市千歳町3番4号先 (林興業KK四日市港給油所前)	"	2	無
126	市道 松泉町大里町線 四日市市御園町2丁目440番地の5先 (中里郵便局前)	"	2	無
126	市道 松泉町大里町線 四日市市御園町2丁目4406番地の1先 (中里郵便局前)	"	3	無
151	市道 子西八王寺線 四日市市西日野4965番地先 (溝野団地入口)	交差点	2	有
151	市道 子西八王寺線 四日市市西日野4965番地先 (溝野団地入口)	交差点	3	有
202	市道 諏訪海蔵川線 四日市市川原町21番11号先 (谷崎硝子店前)	交差点	1	無
202	市道 諏訪海蔵川線 四日市市川原町21番11号先 (谷崎硝子店前)	交差点	2	無
220	市道 子西八王寺線 四日市市笹川3丁目45番地先 (谷口泰三方前)	"	2	無

220	市道 子西八王寺線 四日市市笹川3丁目45番地先 (谷口泰三方前)	"	3	無
-----	--------------------------------------	---	---	---

に改め、同表 227の欄の次に、次のように加える。

228	町道 北五ノ号線 三重郡桶町大字北五味塚1972番地の38先 (高山商店前)	"	1	無
229	町道 東町地藏線 三重郡菟野町大字菟野2312番地先 (智福寺前)	"	1	無
230	国道 306号線 三重郡菟野町大字田光2202番地先 (河迎屋前)	"	1	無
231	県道 平尾茶屋町線 四日市市桜町615番地先 (森忠明方前)	"	1	無
232	国道 164号線 四日市市相生町1番 (喫茶店鉢の木前)	"	1	無
233	市道 山崎町中央通り線 四日市市泊山崎町15番11号先 (伊藤由雄方前)	"	1	無
234	市道 東山公園線 四日市市山崎町6番7号先 (小山清行方前)	"	1	無
235	県道 四日市関ヶ原線 四日市市末永町12番17号先 (末永橋東詰)	"	2	無
236	四日市市野田2丁目1番30号先 (株式会社万古すずき前)	"	2	無
237	市道 子西八王寺線 四日市市笹川3丁目38番地先 (前田修方前)	"	3	無
238	市道 稲葉町内部線 四日市市笹川5丁目65番2号先 (笹川団地中央商店街前)	"	4	無
239	四日市市笹川3丁目142番13号先 (竹尾遼方前)	"	4	無
240	四日市市浜町1番14号先 (浜屋前)	"	1	無
241	無名市道 四日市市笹川7丁目97番3号先 (サカエヤ食料品店前)	"	4	無

別表第8中

20	県道 四日市関ヶ原線 四日市市末永町1番1号先から 四日市市野田町1番38号先まで	743 メートル
20	県道 四日市関ヶ原線 四日市市末永町1番1号先から 四日市市野田2丁目2番25号先まで	1,443 メートル

に改める。

別表第9 51の欄の次に、次のように加える。

52	自動車、町道 原動機付自動車 三重郡桶町大字北五味塚字乾2060番地の9 先から三重郡桶町大字北五味塚字乾2060番 地の75先までの 240メートル (桶小学校)	"
----	--	---

別表第10 177の欄の次に、次のように加える。

178	四日市市御園町2丁目4406番地の5先市道松原町大里町線と市道御園町合成ゴム線の交差点 (中里郵便局前)	東詰および西詰から入る車両	"
179	四日市市川原町21番11号先市道諏訪海蔵川線と市道新浜町川原町線の交差点 (谷崎硝子店前)	東詰および西詰から入る車両	"
180	四日市市山崎町6番7号先市道東山園線と市道南中学校西通り線の交差点 (小山清行方前)	南詰および北詰から入る車両	"
181	四日市市末永町12番17号先県道四日市関ヶ原線と市道川原町末永線の交差点 (末永橋東詰)	南詰および北詰から入る車両	"
182	四日市市笹川3丁目38番地先市道子西八王子線と無名市道の交差点 (前田修方前)	南詰から入る車両	"
183	四日市市笹川5丁目65番2号先市道稲葉町内線と無名市道の交差点 (笹川中央商店街前)	東詰および西詰から入る車両	"
184	四日市市笹川5丁目65番3号先市道稲葉町内線と無名市道の交差点 (喫茶店さつき前)	東詰および西詰から入る車両	"
185	四日市市笹川3丁目142番13号先市道稲葉町内部線と無名市道の交差点 (竹尾遼方前)	東詰および西詰から入る車両	"
186	四日市市笹川7丁目143番1号先無名市道と無名市道の交差点 (多田佳正方前)	東詰および西詰から入る車両	"
187	四日市市笹川7丁目97番3号先無名市道と無名市道の交差点 (サカエヤ食料品店前)	東詰および西詰から入る車両	"
188	四日市市笹川6丁目7番1号先無名市道と無名市道の交差点 (稲垣隆平方前)	西詰から入る車両	"
189	四日市市笹川7丁目53番22号先無名市道と無名市道の交差点 (稲垣隆平方東)	東詰から入る車両	"
190	四日市市小古曾6丁目6番12号先市道安女町小蔵1号線と市道内部小学校通学線の交差点 (保坂寅松方前)	東詰および西詰から入る車両	"
191	四日市市西浦2丁目5番13号先市道西町堀木町2号線と市道運動前堀木線の交差点 (水谷養峰場前)	東詰および西詰から入る車両	"
192	三重郡菰野町大字宿野56番地先県道四日市土山線と町道3号線および町道宿野神森線の交差点 (加藤英治方前)	南詰および北詰から入る車両	"
193	四日市市野田2丁目1番30号先県道四日市関ヶ原線と無名市道の交差点 (KK万古すき前)	南詰および北詰から入る車両	"
194	四日市市高花平4丁目1番114号先市道高花平バス通り線と市道高花平4丁目中通り線の交差点 (大岡千秋方前)	南詰から入る車両	"
195	四日市市高花平4丁目1番37号先市道高花平4丁目4号線と市道高花平4丁目中通り線の交差点 (三島和雄方前)	北詰から入る車両	"

196	四日市市沖の島町4番4号先市道金場新正線と市道中部東小南新丁線 (KK国神製作所前)	東詰から入る車両	"
197	四日市市元新町2番36号先市道中部東小南新丁線と市道中部東小西通り線の交差点 (中部東小学校南西角)	北詰から入る車両	"
198	四日市市沖の島町4番11号先市道中部東小南新丁線と市道中部東分校門線の交差点 (四日市郵便局北東角)	南詰から入る車両	"
199	四日市市元新町2番29号先市道朝日町北条町線と市道中部東小南新丁線の交差点 (四ツ谷公園東南角)	東詰および西詰から入る車両	"
200	四日市市北町2番1号先市道堅町十建町線と市道八幡町池町線の交差点 (羽田二郎方前)	東詰および西詰から入る車両	"
201	四日市市北町2番1号先市道堅町十建町線と市道中部小学校南町線の交差点 (中部西小学校南角)	西詰から入る車両	"
202	四日市市中部20番4号先市道西町中町線と市道堅町十建町線の交差点 (山中文夫方前)	北詰から入る車両	"
203	四日市市新正5丁目2番1号先市道千歳小生線と市道橋南新正町線の交差点 (名古屋観光自動車KK車庫前)	南詰および北詰から入る車両	"
204	四日市市新正5丁目1番2号先国道1号線と市道赤堀10号線の交差点 (名古屋三菱ふそう自動車KK三重支店前)	東詰および西詰から入る車両	"
205	四日市市新正4丁目7番23号先国道1号線と市道赤堀11号線の交差点 (四日市三菱自動車販売KK四日市支店前)	東詰および西詰から入る車両	"
206	四日市市新正5丁目4番41号先市道橋南新正町線と市道赤堀11号線の交差点 (名古屋スバル自動車KK整備工場前)	東詰および西詰から入る車両	"
207	四日市市新正5丁目1番16号先市道橋南新正町線と市道赤堀10号線の交差点 (名古屋三菱ふそう自動車KK中古車センター前)	東詰および西詰から入る車両	"

別表第12中

13	市道 四日市市西新地6番12号先から 100 諏訪公園 四日市市西新地8番8号先まで、メートル 堀木線	午前10時から 午後11時まで
13	市道 四日市市西新地6番12号先から 310 諏訪公園 四日市市西浦1丁目11番6号 堀木線 (天理教四日市分教会) まで	メートル 終 日
26	市道 四日市市元新町3番36号先 (中部東小 部東小学校) から四日市市元新 南新丁線 町3番36号先まで	175 メートル "
26	市道 四日市市元新町1番1号先から 220 中部東小 四日市市元新町2番29号先まで 南新丁線 (中部東小学校正門前通学路)	メートル "

30	市道 堅町十建 町線	四日市市北町2番32号先(中部 幼稚園)から四日市市北町2番 32号まで	100 メートル	"
----	------------------	--	-------------	---

を

30	市道 堅町十建 町線	四日市市中部19番1号先から 四日市市北町2番29号先まで(中部 西小学校・中部幼稚園東側通学路)	125 メートル	"
----	------------------	---	-------------	---

に改め、同表101の欄の次に、次のように加える。

102	町道 県道北五 線	三重郡桶町大字北五味塚字乾2060番 地の9先から三重郡桶町大字北五味 塚字乾2060番地の57先まで (桶小学校西側)	240 メートル	"
103	市道 東紡胃田 線	四日市市中川原4丁目1番15号先(東 洋紡KK三重工場前)から四日市 市中川原3丁目6番4号先まで	300 メートル	午前7時 から午後 11時まで
104	市道 橋南新正 町線	四日市市新正5丁目4番9号先(四 日市市南警察署前交差点)から四日市 市新正5丁目1番16号先(名古屋三 菱ふそう自動車KK中古車センター)まで	207 メートル	終 日
105	市道 高花平4 丁目中通 り線	四日市市高花平4丁目1番10号先か ら四日市市高花平4丁目1番37号先ま で	116 メートル	午前7時 から午後 10時まで

別表第17 29の欄の次に、次のように加える。

30	県道 四日市関 ヶ原線	四日市市末永町12番17号(末永橋東詰)先か ら四日市市清水町1番52号(末永橋西詰)先 までの北側の側道	55 メートル	"
----	-------------------	---	------------	---

鈴鹿警察署の項

別表第2(1) 32の欄の次に、次のように加える。

33	市道 柳村野町 線	鈴鹿市北玉垣町 971番地先から 鈴鹿市東玉垣町 699番地の1先か ら200メートルの間	午前7時30分から 午前8時30分まで ただし、日曜、休 日を除く。
----	-----------------	---	---

別表第2(4) 48の欄の次に、次のように加える。

49	市道 東玉垣神 戸町線	鈴鹿市北玉垣町 971番市道東玉垣神 戸町線と市道東玉垣神戸町線との市道 東玉垣神戸町線との交差点	"
50		市道東玉垣神戸町線 を西進した場合の市道 柳村野町線への右折	"
51	市道 柳村野町 線	市道柳村野町線を北進 した場合の市道柳村野 町線への直進	"
52	市道 土師地子 町線	鈴鹿市東玉垣町 699番 地の1先の市道土師地 子町線と市道柳村野町 線の交差点	"
53		市道土師地子町線を西 進した場合の市道柳村 野町線への左折	"
54	市道 柳村野町 線	市道柳村野町線を南進 した場合の市道柳村野 町線への直進	"

別表第3中

44	市道 加佐登鼓 ヶ浦線	鈴鹿市稲生町4794番地先 (日本ビックス前)	"	2 有
----	-------------------	----------------------------	---	-----

を

44	市道 加佐登鼓 ヶ浦線	鈴鹿市稲生町4794番地先 (日本ビックス前)	"	3 有
----	-------------------	----------------------------	---	-----

に改め、同表119の欄の次に、次のように加える。

120	市道 土師地子 町線	鈴鹿市北玉垣町 731番地先 (松屋製菓店前)	"	1 無
121		鈴鹿市東玉垣町 699番地の1先 (鈴鹿農協玉垣支所前)	"	1 無
122	市道 柳村野町 線	鈴鹿市南玉垣町2279番地先 (弥都加伎神社西)	"	1 無
123		鈴鹿市北玉垣町 947番地先 (玉垣小学校正門前)	単 路	1 無
124	市道 東玉垣神 戸町線	鈴鹿市北玉垣町 971番地先 (長谷秀行方前)	交差点	1 無
125		鈴鹿市北玉垣町 919番地先 (竹内青果店前)	単 路	1 無
126	市道 市場天王 線	鈴鹿市東玉垣町1386番地の1先 (玉垣保育所南)	交差点	1 無
127	県道 千代崎港 線	鈴鹿市東玉垣町2650番地の41先 (玉垣団地入口)	"	1 無
128		鈴鹿市東玉垣町2650番地の1先 (伊藤文房具店前)	"	1 無
129		鈴鹿市南玉垣町2355番地先 (喫茶マミー前)	"	1 無
130	県道 三行庄野 線	鈴鹿市道伯町2256番地先 (道伯交差点)	"	1 無

別表第5中

29	高、中速 車	県道 国府 鈴鹿市野町 422番地先から 白子停車場線 鈴鹿市白子町55番地先まで	2,950 メートル	毎時 40キロメ ートル
----	-----------	--	---------------	--------------------

を

29	高、中速 車	県道 国府 鈴鹿市道伯町2256番地先から 白子停車場線 鈴鹿市白子町55番地先まで	5,150 メートル	毎時 40キロメ ートル
----	-----------	---	---------------	--------------------

に、

41	町道 平野飯野小学校線	鈴鹿市住吉町7837番地先から 鈴鹿市道伯町1734番地先まで	940 メートル	〃
----	-------------	------------------------------------	-------------	---

を

41	市道 平野飯野小学校線	鈴鹿市佐吉町7837番地先から 鈴鹿市三日月町1757番地先まで	1,640 メートル	〃
----	-------------	-------------------------------------	---------------	---

に改め、同表48の欄の次に、次のように加える。

49	県道 鈴鹿宮妻峡線	鈴鹿市神戸十日市場町 306番地先から 鈴鹿市上野町 698番地先まで	2,800 メートル	〃
50	県道 伊勢若松停車場線	鈴鹿市矢野町15番地の1先から 鈴鹿市肥田町 315番地先まで	900 メートル	毎時30キロメートル
51	市道 東玉垣神戸萱町線	鈴鹿市北玉垣町 741番地先から 鈴鹿市東玉垣町1133番地先まで	1,100 メートル	〃
52	市道 土師地子町線	鈴鹿市北玉垣町 731番地先から 鈴鹿市東玉垣町 558番地先まで	550 メートル	〃
53	市道 東条四反田線	鈴鹿市西玉垣町1464番地の2先から 鈴鹿市西玉垣町1493番地先まで	400 メートル	〃
54	市道 柳村野町線	鈴鹿市西玉垣町1493番地先から 鈴鹿市東玉垣町 699番地の1先まで	750 メートル	〃
55	市道 玉垣江島線	鈴鹿市南玉垣町2279番地先なら 鈴鹿市南玉垣町2355番地先まで	650 メートル	〃
56	市道 市場天王線	鈴鹿市東玉垣町2650番地先から 鈴鹿市南玉垣町2279番地先まで	550 メートル	〃
57	県道 国府白子停車場線	鈴鹿市住吉町6397番地の2先から 鈴鹿市道伯町2256番地先まで	1,100 メートル	〃
58	市道 稲生西条線	鈴鹿市三日月町1757番地の2先から 鈴鹿市道伯町1948番地先まで	500 メートル	〃

別表第8中

18	市道 平野飯野小学校線	鈴鹿市住吉町7837番地先なら 鈴鹿市道伯町1734番地先まで	940 メートル	〃
----	-------------	------------------------------------	-------------	---

を

18	市道 平野飯野小学校線	鈴鹿市住吉町7837番地先から 鈴鹿市三日月町1856番地先まで	1,790 メートル	〃
----	-------------	-------------------------------------	---------------	---

に改め、同表22の欄の次に、次のように加える。

23		鈴鹿市道伯町2256番地先から 鈴鹿市末広町5353番地先まで	1,500 メートル	〃
24	県道 鈴鹿宮妻峡線	鈴鹿市神戸十日市場町 306番地先から 鈴鹿市上野町 698番地先まで	2,800 メートル	〃

別表第10 224の欄の次に、次のように加える。

225	鈴鹿市東玉垣町2650番地の41先県道千代崎港線と市道玉垣田中央通り線の交差点 (田地入口)	東詰から入る車両	〃
226	鈴鹿市東玉垣町2650番地の44先県道千代崎港線と市道井田八反坪線の交差点 (小川薬品東交差点)	東詰から入る車両	〃
227	鈴鹿市南玉垣町2355番地先県道千代崎港線と市道玉垣江島線の交差点 (喫茶マミー前交差点)	東詰および西詰から入る車両	〃
228	鈴鹿市東玉垣町2650番地の1先県道千代崎港線と市道東玉垣神戸萱町線および市道市場天王線の交差点(伊藤文具店前)	東詰および西詰から入る車両	〃
229	鈴鹿市東玉垣町1133番地先市道東玉垣神戸萱町線と市道九田上神戸線の交差点 (和田文具店前)	南詰から入る車両	〃
230	鈴鹿市東玉垣町1095番地の1先市道東玉垣萱町線と市道東玉垣千代崎停車場線の交差点 (東玉垣集会所前)	北詰から入る車両	〃
231	鈴鹿市東玉垣町1036番地先市道東玉垣神戸萱町線と市道四反田北浦線の交差点 (長谷川定章方前)	北詰から入る車両	〃
232	鈴鹿市北玉垣町 971番地先市道東玉垣神戸萱町線と市道柳村野町線の交差点 (長谷秀行方前)	南詰および北詰から入る車両	〃
233	鈴鹿市東玉垣町 699番地の1先市道土師地子町線と市道柳村野町線の交差点 (鈴鹿農協玉垣支所前)	南詰および北詰から入る車両	〃
234	鈴鹿市東玉垣町 686番地先市道土師地子町線と市道西反田西浦線の交差点 (東安寺前)	南詰および北詰から入る車両	〃
235	鈴鹿市東玉垣町 554番地先市道土師地子町線と市道内田下清水線の交差点 (大谷商店前)	北詰から入る車両	〃
236	鈴鹿市南玉垣町2279番地先市道柳村野町線と市道玉垣江島線および市道市場天王線の交差点 (弥都加枝神社西)	南詰および北詰から入る車両	〃
237	鈴鹿市西玉垣町1493番地先市道柳村野町線と市道東条四反田線の交差点 (杉野勝一方前)	北詰から入る車両	〃
238	鈴鹿市東玉垣町 499番地の1先市道東玉垣千代崎停車場線と市道深田石塚線および市道石塚千代崎中学校線の交差点(おしず屋青果店前)	南詰および北詰から入る車両	〃
239	鈴鹿市上野町56番地先市道中町助町線と市道東山古里線の交差点 (石薬師寺前)	東詰から入る車両	〃
240	鈴鹿市上野町 856番地先県道鈴鹿宮妻峡線と市道東山古里線の交差点 (鈴木儀造方前)	東詰および西詰から入る車両	〃
241	鈴鹿市河田町 221番地先県道鈴鹿宮妻峡線と市道西条鈴鹿停車場線の交差点 (鈴鹿貨物北交差点)	東詰および北詰から入る車両	〃
242	鈴鹿市三日月町1874番地先県道国府白子停車場線と市道曉町道伯線および市道末広千代崎線の交差点(小林製作所西)	東詰および北詰から入る車両	〃
243	鈴鹿市道伯町1948番地先県道国府白子停車場線と市道稲生西条線の交差点 (古市規方前)	北詰から入る車両	〃
244	鈴鹿市三日月町1757番地の2先市道平野飯野小学校線と市道稲生西条線の交差点 (飯野小学校西三差路)	北詰から入る車両	〃

鈴鹿市上野町 856番地先県道鈴鹿宮妻峽線と 245 市道東山古里線の交差点 (永戸モータース前)	南詰から入る車両	"
---	----------	---

津警察署の項

別表第3 196の欄の次に、次のように加える。

197	市道津市一身田大古曾 410番地先 (一身田農協前)	"	1	無
198	市道津市丸之内9番12号先 (豊泉幼稚園前)	単路	1	無
199	市道津市阿漕町1114番地先 (三交八幡バス停前)	交差点	1	無
200	市道津市相生町731番地の1先 (堀田電気前)	"	1	無

別表第5中

6	高速車	市道津市大字垂水 186番地先(垂水交差点)から津市島崎町24番地の1先(メートル50キロメートル伊勢湾銅料)まで	3,900	毎時50キロメートル
---	-----	---	-------	------------

を

6	高速車	市道津市大字垂水 186番地先(垂水交差点)から津市上浜町2丁目217番地先(国道交差点)まで	4,940	毎時50キロメートル
---	-----	---	-------	------------

に、

32	町道上野中瀬線	安芸郡河芸町上野 187番地先から安芸郡河芸町上野 1965番地先まで	2,100	毎時30キロメートル
----	---------	-------------------------------------	-------	------------

を

32	町道上野中瀬線	安芸郡河芸町中瀬 244番地の1先から安芸郡河芸町上野 187番地先まで	3,100	毎時30キロメートル
----	---------	--------------------------------------	-------	------------

に改め、同表43の欄の次に、次のように加える。

44		津市納所町 218番地の2先から津市河辺町 220番地先まで	1,280	メートル	"
45	県道穴倉南神山線	津市大字小舟字東浦 393番地の1先から津市大字分都 885番地先まで	850	メートル	"
46	県道結城神社雲出線	津市大字藤方1946番地の1先から津市大字藤方1674番地の1先まで	670	毎時30キロメートル	"
47	市道八幡町結城町線	津市結城町2263番地の3先から津市結城町 140番地の4先まで	570	メートル	"

別表第10 171の欄の次に、次のように加える。

172	安芸郡芸濃町大字北神山 129番地先県道雲林院津線と県道亀山白山線の交差点 (安西橋西)	南詰および北詰から入る車両	"
-----	---	---------------	---

173	津市乙部33番8号先市道塔世南効線と市道乙部中河原南北第3号線の交差点 (米沢弘泰方前)	南詰および北詰から入る車両	"
174	津市乙部33番8号先市道塔世南効線と市道大門町乙部海岸線の交差点 (米沢弘泰方前)	東詰および西詰から入る車両	"
175	津市八町3丁目11番26号先市道新町広明町線と市道岩田橋神納線の交差点 (大和屋前)	南詰および北詰から入る車両	"

別表第12中

63	市道下部田垂水線	津市垂水87番地の1先から津市板橋2丁目仮5番地先まで	3,870	メートル	終日
----	----------	-----------------------------	-------	------	----

を

63	市道下部田垂水線	津市大字垂水 186番地先(垂水交差点)から津市上浜町2丁目217番地先(国道交差点)まで	4,940	メートル	終日
----	----------	---	-------	------	----

に改める。

久居警察署の項

別表第2(4) 27の欄の次に、次のように加える。

28	車両	国道23号一志郡三雲村大字小舟国道23号線を南進した江 310番地先の国道23号場合村道中道曾原線の右折の交差点	"
29		国道23号線を北進した場合村道中道曾原線の右折	"

別表第3 115の欄の次に、次のように加える。

116	県道嬉野津線	一志郡三雲町肥留 354番地の2先 (ニッポンハム津出張所前)	"	1	無
117	県道亀山白山線	久居市橋原町4713番地の1先 (三交バス橋原車庫前)	"	1	無
118		久居市橋原町2906番地先 (小瀬古三一方向)	"	1	無
119		久居市橋原町2874番地先 (山路酒店前)	"	1	無
120		久居市橋原町1120番地先 (蔵内光男方前)	"	1	無
121		久居市橋原町5045番地の1先 (飯田嘉孝方前)	"	1	無
122	県道平生庄田線	久居市橋原町7173番地先 (奥山貞方前)	"	1	無

別表第5 28の欄の次に、次のように加える。

29	県道 三雲香良洲線	一志郡三雲村曾原 652番地の4 先から一志郡三雲村星合里中 440番地先まで	2,013 メートル	〃
30	村道 中道曾原線	一志郡三雲村曾原 689番地の3 先から一志郡三雲村曾原 655番 地	400 メートル	〃
31	村道 笠松里中西線	一志郡三雲村笠松西浦90番地先 から一志郡三雲村笠松 280番地 先まで	385 メートル	〃
32	村道 国道笠松線	一志郡三雲村星合三才6番地先 から一志郡三雲村笠松 280番地 先まで	150 メートル	〃
33	県道 亀山白山線	久居市柳原町 15088番地先から 久居市柳原町5967番地先まで	2,650 メートル	毎時 40キロメ ートル
34	県道 村道 村道 市道 村道	越野津線 肥留縄手線 小野江月本 線 中林小津線 六軒停車場 小津線 松阪六軒線 市場久米線	一志郡三雲村小野江 266番 地の1先から 一志郡三雲村久米城出1280 番地先まで	6,500 メートル 〃

大台警察署の項

別表第12 12の欄の次に、次のように加える。

13	県道 大台大 ヶ原線	多気郡大台町弥起井53番地先から 多気郡大台町佐原 810番地の4先 まで	600 メートル	〃
14	県道 大台大ヶ 原線	多気郡大台町弥起井 311番地 の1先から多気郡大台町弥起 (バイパス) 井 504番地の3先まで	800 メートル	〃
15	町道 三瀬佐原 線	多気郡大台町佐原1032番地先から 多気郡大台町上三瀬 638番地の2先 まで	900 メートル	〃

鳥羽警察署の項

別表第3 87の欄の次に、次のように加える。

88	県道 畔嶋浦村 鳥羽港線	鳥羽市浦村町 148番地の6先 (権現神社前)	単路1	無
89	県道 鳥羽阿児 線	鳥羽市浦村町字村内1348番地の1先 (本浦バス停前)	〃	1 無
90		鳥羽市石鏡町富山 130番地の1先 (石鏡バス停前)	〃	1 無
91		鳥羽市国崎町字長尾山 778番地の4先 (国崎バス停前)	〃	1 無
92		鳥羽市畔嶋町 (相差口バス停前)	〃	1 無

93	町道 飯浜的矢 線	志摩郡磯部町の矢字笠取 934番地の14先 (的矢口バス停前)	〃	1 無
94		志摩郡磯部町飯浜中の田 267番地の3先 (飯浜バス停前)	〃	1 無

別表第8 17の欄の次に、次のように加える。

18	県道 鳥羽阿児 線	鳥羽市浦村町字田尻1421番地先から 鳥羽市浦村町字田尻1421番地の10先まで	305 メートル	
19	私道 鳥羽成望 台取付道	鳥羽市浦村町字春尻 983番地先から 鳥羽市国崎町字戸山894番地の1先まで	515 メートル	

別表第10 39の欄の次に、次のように加える。

40	鳥羽市堅神町80番地先国道 167号線と県道伊勢鳥羽線の交差点 (中村武志方前)	西詰から入る車両	〃
41	鳥羽市堅神町65番地の4先国道 167号線と市道黒田田地幹線1号線の交差点 (大松機械器具店前)	西詰から入る車両	〃
42	鳥羽市鳥羽3丁目32番10号先国道 167号線と市道糸屋世古線の交差点 (鳥羽魚市場北側)	西詰から入る車両	〃
43	鳥羽市岩倉町26番地の1先国道 167号線と市道里地線の交差点 (上村真富方前)	西詰から入る車両	〃
44	志摩郡磯部町踏掛72番地先国道 167号線と町道向江線の交差点 (近鉄踏掛踏切西)	東詰から入る車両	〃
45	志摩郡磯部町上之郷340番地の2先国道167号線と県道的矢港線の交差点 (山本重男方前)	東詰から入る車両	〃
46	志摩郡磯部町上之郷341番地の2先国道167号線と町道上之郷中道線の交差点 (谷広方前)	西詰から入る車両	〃
47	志摩郡磯部町上之郷25番地先国道 167号線と町道上之郷停車場線の交差点 (大形さのえ方前)	東詰から入る車両	〃
48	志摩郡磯部町恵利原1番54号の1先国道167号線と町道中央線の交差点 (山下幸雄方前)	東詰から入る車両	〃
49	志摩郡磯部町専利原1220番地の5先国道167号線と町道神社道線の交差点 (榎森一郎方前)	東詰から入る車両	〃
50	志摩郡磯部町穴川1142番地先国道 167号線と県道国府磯部線の交差点 (日本土木事務所前)	東詰から入る車両	〃
51	志摩郡阿児町鶴方1202番地の2先国道167号線と町道中央通り線の交差点 (西尾泰治方前)	東詰から入る車両	〃
52	志摩郡阿児町鶴方1204番地の6先国道 167号線と町道西の山線の交差点 (西岡善勝方前)	西詰から入る車両	〃
53	志摩郡阿児町神明1524番地の1先国道 260号線と町道南草線の交差点 (三橋楠弘方前)	西詰から入る車両	〃

54	志摩郡阿児町甲賀4540番地の44先国道 260号線と町道今坂線の交差点 (森下末吉方前)	西詰から入る車両	"
55	志摩郡阿児町甲賀3027番地先国道 260号線と町道下島線および町道島茶屋線の交差点 (西村建材店前)	東詰および西詰から入る車両	"
56	志摩郡阿児町志島1505番地先国道 260号線と町道島茶屋線の交差点 (塩田島生方前)	東詰から入る車両	"
57	志摩郡阿児町鶴方2400番地の10先国道 260号線と町道農免道路および町道役場前線の交差点 (山本一也方前)	南詰および北詰から入る車両	"
58	鳥羽市浦村町字田尻1421番地先県道鳥羽阿児線と本浦に至る取付道路の交差点 (本浦料金所東)	東詰から入る車両	"
59	鳥羽市相違町字大坂2120番地の6先県道鳥羽阿児線と相違に至る取付道路の交差点 (相違料金所東)	西詰から入る車両	"
60	志摩郡磯部町迫間76番地の3先町道迫間の矢線と町道中田線の交差点 (磯部電機店西)	北詰から入る車両	"
61	志摩郡磯部町迫間80番地先町道迫間の矢線と町道木場線の交差点 (平石高方前)	南詰および北詰から入る車両	"
62	志摩郡磯部町下の郷 594番地先町道迫間の矢線と町道下ノ郷線の交差点 (木場俊行方前)	北詰から入る車両	"
63	志摩郡磯部町飯浜中の田 267番地の3先町道迫間の矢線の町道飯浜里線の交差点 (飯浜バス停前)	南詰から入る車両	"

別表第11 2の欄の次に、次のように加える。

3	県道 鳥羽市浦村町字田尻 142番地先から 305 鳥羽阿児線 鳥羽市浦村町字田尻1421番地の10先 まで	メートル	"
4	私道 鳥羽市浦村町字春尻 983番地の2先 515 鳥羽展望台取付道 鳥羽市国崎字戸山 894番地の1 先まで	メートル	"

別表第17 6の欄の次に、次のように加える。

7	県道 鳥羽市安楽島町字大滝 329番地の23先から 900 畔蛸浦村 鳥羽市安楽島町字スルジ 174番地の1先まで 鳥羽港線	メートル	"
---	--	------	---

尾鷲警察署の項

別表第2(3) 16の欄の次に、次のように加える。

17	尾鷲市林町15番2号先から 尾鷲市林町14番4号先までの90メー トルの間	北進禁止	"
----	---	------	---

別表第17中

5	国道 尾鷲市大字南浦字上中川1352番地の1先から 1,860 42号線 尾鷲市上野町5番25先までの東側の歩道	メートル	"
---	---	------	---

を

5	国道 尾鷲市大字中井浦字坂場1164番地先から 2,342 42号線 尾鷲市大字矢の沢字上地 129番地先までの東 側の歩道	メートル	"
---	--	------	---

に改め、同表10の欄の次に、次のように加える。

11	尾鷲市大字南浦字坂場茶千岡3745番地の2先 150 から尾鷲市大字中井浦1057番地の7先までの 西側の歩道	メートル	"
12	尾鷲市大字中井浦字古戸野密柑山 969番地先 200 から尾鷲市大字中井浦字古戸野 753番地の77 先までの西側の歩道	メートル	"
13	北牟婁郡海山町大字馬瀬道合1094番地の1先 240 から北牟婁郡海山町大字馬瀬戸井瀬 584番地 の2先までの西側の歩道	メートル	"

熊野警察署の項

別表第2(4) 4の欄の次に、次のように加える。

5	大型自動車 市道 熊野市木本町木本トンネル西口から 大型特殊自動車獅子岩千 熊野市大泊町 591番地先(木本トンネ 普通貨物自動車儀線 ル東口)までの 509メートルの間	"	
6	歩行者国道 熊野市木本町1784番地先(鬼ヶ城トンネル 軽車両42号線 西口)から熊野市木本町 591番地先(鬼ヶ 城トンネル東口)までの 570メートルの間	"	

別表第2(3) 5の欄の次に、次のように加える。

6	車両ただし市道 熊野市木本町木本トンネル西口から 軽車両を獅子岩千 熊野市大泊町 591番地先(木本トンネル東口)までの 509メートルの間 儀線	西進禁止	終日
7	車両 市道 熊野市木本町 591番地先から 鬼ヶ城線 熊野市木本町 591番地先までの21メ ートルの間	南進禁止	"

別表第2(4) 21の欄の次に、次のように加える。

22	車両 市道 熊野市木本町 591番地先市道獅子岩千儀線を 獅子岩千 市道獅子岩千儀線と市道東進した場合の市道 儀線 鬼ヶ城の交差点 鬼ヶ城線への右折	終日	
----	--	----	--

別表第3中

20	熊野市木本町 155番地先 (本町2丁目バス停前)	"	1 無
----	------------------------------	---	-----

を

20	熊野市木本町 151番地先 (本町バス停前)	"	2 無
----	---------------------------	---	-----

に改める。

別表第8中

6	熊野市飛鳥町大字小阪字佐田 821番地先から 600 熊野市飛鳥町大字小阪字相ヶ谷1276番地先ま で	メートル	
7	熊野市飛鳥町大字小阪字畑田80番地先から 1,200 熊野市飛鳥町大字小阪字甫留1225番地先まで	メートル	

を、

6	熊野市飛鳥町大字小阪字佐田小坂トンネル北 口から熊野市飛鳥町大字小阪子相ヶ谷1276番 地先まで	1,314 メートル
7	熊野市飛鳥町大字小阪字畑田80番地先から 熊野市飛鳥町大字小又新小又橋南詰まで	1,410 メートル

に改め、同表11の欄の次に、次のように加える。

12	熊野市飛鳥町大字小阪 325番地先から 熊野市飛鳥町大字小阪小坂橋北方 208メー トルまで	400 メートル
----	--	-------------

別表第10 55の欄の次に、次のように加える。

56	熊野市大泊町 787番地先国道42号線と市道獅 子岩千歳線の交差点 (大洞綾子方前)	西詰から入る車両	"
----	--	----------	---

別表第12 16の欄の次に、次のように加える。

17	市道 熊野市木本町 151番地先から 新町線 熊野市木本町 151番地先まで	55 メートル	"
18	市道 熊野市井戸町 569番地先から 松原土町線 熊野市井戸町4951番地先まで	90 メートル	"

別表第17 2の欄の次に、次のように加える。

3	市道 熊野市木本町木本トンネル西口から 獅子岩千歳線 熊野市大泊町 561番地先までの木本トンネル 内の北側歩道	509 メートル	"
4	国道 熊野市飛鳥町大又38番地先から 42号線 熊野市飛鳥町大又 170番地先までの西側歩道	614 メートル	"

鵜殿警察署の項

別表第2(2) 23の欄の次に、次のように加える。

24	自動車 ただし、軽自動車、 小型特殊自動車、 二輪車を除く。	南牟婁郡御浜町阿田和3398 六部踏切 番地の5先	"
----	---	------------------------------	---

別表第3中

29	国道 南牟婁郡紀和町小栗須29番地先 311号線 (関電紀和出張所前)	"	1 無
----	--	---	-----

を

29	削	除		
----	---	---	--	--

に改め、同表39の欄の次に、次のように加える。

40	南牟婁郡鵜殿村2223番地の1先 (梶鼻バス停前)	"	1 無
41	国道 南牟婁郡紀和町小栗須47番地先 311号線 (山川医院前)	交差点	1 無
42	県道 南牟婁郡紀宝町高岡 629番地の2先 栗須紀宝線 (和田地バス停南)	単路	1 無

上野警察署の項

別表第2(2)中

1	車 両	国 鉄	学校踏切 阿山郡伊賀町大字新堂字一本木27 番地先	終 日
2		関西本線	鳥ヶ原踏切 阿山郡鳥ヶ原村字ヶ谷地内	"
3	大型自動車		高田踏切 阿山郡伊賀町大字橋岡字高田29番 地の1先	"

を

1			削	除	
2	車 両	国 鉄	鳥ヶ原踏切	阿山郡鳥ヶ原村字ヶ谷地内	終 日
3	大型自動車、 大型特殊 自動車	関西本線	高田踏切	阿山郡伊賀町大字橋岡字高田29番 地の1先	〃

に、

18			円徳院踏切 阿山郡阿山町字南中溝地内	"
19			東外山踏切 上野市外山河原地内	"
20			西外山踏切 上野市外山殿本地内	"

を

18			削	除	
19			削	除	
20	自動車ただし、小型特殊自動車、軽自動車を除く。	国鉄 関西本線	西外山踏切	上野市外山殿本地内	終日

に改め、同表44の欄の次に、次のように加える。

45	自動車 ただし、軽 自動車、小 型特殊自動 車を除く。	国鉄 支土坊踏 関西本線切	阿山郡烏ヶ原村大字烏ヶ原字広垣 内5799番地の1先	"
----	---	---------------------	-------------------------------	---

別表第2(3) 13の欄の次に、次のように加える。

14	自動車 猿野線	村道 阿山郡大山田村大字猿野1369番地先 から阿山郡大山田村大字猿野1369番 地先までの25メートルの間	東進禁止 終 日
----	------------	---	----------

別表第3 146の欄の次に、次のように加える。

147	県道 新堂停車場線	大山田 阿山郡伊賀町川東2713番地先 (増森利昭方前)	交差点 1 無
-----	--------------	---------------------------------	---------

別表第5 47の欄の次に、次のように加える。

48	県道 上野阿保 白山線	上野市沖下河原 219番地の1先から 上野市才良字松の下62番地の3先ま で	1,000 毎時 メートル 40キロメ ートル
49	県道 上野名張 線	上野市上之庄60番地先から 上野市上之庄1892番地先まで	1,100 メートル "

別表第9 25の欄の次に、次のように加える。

26	自動車 原動機付 自転車	県道 上野中村 線	上野市界外1119番地の3先から 上野市界外1201番地先まで 100メートルの間 (友生郵便局前)	"
27		市道 比自岐橋 見線	上野市比自岐161番地先から 上野市比自岐669番地先まで60メートルの間 (比自岐小学校前)	"
28		県道 上野上野 線	上野市諏訪846番地の2先から 上野市諏訪841番地先までの60メートルの間 (丸柱小学校前)	"
29		県道 横山柿植 線	阿山郡阿山町玉滝山生田1102番地の4先から 阿山郡阿山町玉滝山生田1100番地の2先まで の100メートルの間(玉滝小学校前)	"

別表第10 100の欄の次に、次のように加える。

101	上野市大字下友生字欠之前2885番地の5先名 阪国道友生インターチェンジ出口側道と県道 中村上野線に通じる側道の交差点 (友生インター南側道入口)	南詰から入る車両	"
102	上野市西町3420番地の3先市道中町長町線 と市道西村徳居町線の交差点 (安立寺南)	南詰から入る車両	"
103	上野市桑町2120番地の4先市道伊賀上野四十 九線と市道桑町久米線の交差点 (伊藤塗料店東)	東詰から入る車両	"
104	上野市西日南町1725番地先市道恵美須町愛宕 町線と市道西日南線の交差点 (寶虫庵前)	南詰および北詰か ら入る車両	"
105	上野市枅川10番地先県道上野阿保白山線と県 道枅川青山線の交差点 (枅川三差路)	東詰から入る車両	"
106	上野市下神戸1234番地先県道上野阿保白山線 と市道下神戸上郡線の交差点 (下神戸橋東詰)	西詰から入る車両	"

107	上野市上林 353番地先県道上野阿保白山線と 市道下神戸領主谷線の交差点 (山村信次方前)	東詰から入る車両	"
108	上野市上神 200番地先県道上野阿保白山線 と県道上神戸名張線の交差点 (東洋電気工業前)	西詰から入る車両	"
109	上野市古郡 389番地先県道上野阿保白山線と 市道古郡領主谷線の交差点 (辻本祐三方南)	東詰から入る車両	"
110	上野市古郡 338番地の6 先県道上野阿保白山 線と市道里道の交差点 (古郡郵便局北)	東詰から入る車両	"
111	上野市依那具 461番地先県道上野阿保白山線 と市道依那具北山田線の交差点 (三交南出バス停前)	東詰および西詰か ら入る車両	"
112	上野市下郡 512番地の1 先県道才良公古山線 と市道猪田上郡線の交差点 (中尾佐一郎方前)	南詰および北詰か ら入る車両	"
113	上野市四十九町1711番地の5 先県道上野阿保 白山線と市道四十九守田線の交差点 (大西進方北)	西詰から入る車両	"
114	上野市白樺小井手1636番地先県道白樺島ヶ原 線と県道白樺月ヶ瀬線の交差点 (武岡木材南)	北詰から入る車両	"
115	上野市白樺2557番地先旧国道25号線と県道白 樺月ヶ瀬線の交差点 (井上てつの方前)	西詰から入る車両	"
116	上野市治田5220番地先旧国道25号線と市道治 田石打線の交差点 (治田農協前)	東詰および北詰か ら入る車両	"
117	上野市予野8740番地先県道山出治田線と県道 金坪治田線の交差点 (中島長生方前)	南詰から入る車両	"
118	上野市予野9572番地先県道山出治田線と市道 予野大滝線の交差点 (岡本幸生方前)	南東詰および南西 詰から入る車両	"
119	上野市大内3048番地の1 先国道25号線と市道 長田花ノ木線の交差点 (松浦石材店東)	東詰および西詰か ら入る車両	"
120	上野市長田1022番地先国道 163号線と市道岩 倉大内線の交差点 (沢田義一方東)	東詰および西詰か ら入る車両	"
121	上野市大野木 720番地先国道25号線と市道大 野木長田線の交差点 (上田製材店前)	南詰および北詰か ら入る車両	"
122	上野市長田2633番地先国道 163号線と市道大 野木長田線の交差点 (長田公民館前)	南詰および北詰か ら入る車両	"
123	上野市上之庄1183番地の1 先県道上野名張線 と市道笠部中央線の交差点 (上之庄保育所前)	東詰および西詰か ら入る車両	"
124	上野市山出字上山田2112番地先県道上野名張 線と県道依那具山出線の交差点 (道称金坪交差点)	東詰および西詰か ら入る車両	"
125	上野市安場3010番地先県道上野名張線と市道 安場南線の交差点 (三交バス南古山停留所前)	東詰から入る車両	"
126	上野市猪田1350番地先県道依那具山出線と市 道猪田依那古停車場線の交差点 (猪田小学校前交差点)	東詰および西詰か ら入る車両	"

127	上野市山出 870番地先県道依那具山出線と市道並木古山線の交差点 (山出公民館前)	南詰から入る車両	"
128	上野市三田 946番地先県道大津上野線と市道三田2号線の交差点 (三田モータース西)	北詰から入る車両	"
129	上野市三田 954番地の7先県道大津上野線と無名市道の交差点 (日石スタンド前)	東詰および西詰から入る車両	"
130	上野市野間 156番地先市道野間線と市道三田5号線の交差点 (上野自動車学校前)	西詰から入る車両	"
131	上野市緑ヶ丘中町4220番地先県道上野中村線と市道緑ヶ丘中町住宅道路の交差点 (フードセンター前)	東詰から入る車両	"
132	上野市下友生2168番地先県道中村上野線と市道前出線の交差点 (田島方前)	南詰から入る車両	"
133	上野市下友生1885番地先県道中村上野線と市道下友生四十九線の交差点 (友生農協下友生倉庫前)	南詰から入る車両	"
134	上野市中友生1065番地の5先県道中村上野線と市道緑ヶ丘旗峯線の交差点 (中友生バス停前)	南詰および北詰から入る車両	"
135	上野市界外1059番地先県道中村上野線と市道依那具友生線の交差点 (大谷前交差点)	南詰から入る車両	"
136	上野市蓮池 790番地先県道中村上野線と市道蓮池高山線の交差点 (蓮池農協倉庫西)	南詰から入る車両	"
137	上野市喰代 739番地の1先県道中村上野線と市道喰代高山線の交差点 (喰代農協倉庫西)	南詰から入る車両	"
138	上野市忍町2635番地先市道新町池町線と市道寺町忍町線の交差点 (北沢パーマ前)	東詰および西詰から入る車両	"
139	上野市高砂1095番地先県道大津上野線と県道西村佐那具線の交差点 (三田踏切南)	西詰から入る車両	"
140	阿山郡大山田村大字猿野1266番地の2先県道奈良津線と村道猿野線の交差点 (福山健一方東)	南詰から入る車両	"
141	上野市比土1334番地先県道上野阿保白山線と市道伊賀神戸停車場線の交差点 (神戸第一保育所前)	西詰から入る車両	"

別表第12 43の欄の次に、次のように加える。

44	国道 165号線	上野市比土字三谷4193番地先から 上野市比土字三谷4196番地先まで	1,510 メートル	終 日
----	-------------	--	---------------	-----

名張警察署の項

名張第2(3) 1の欄の次に、次のように加える。

車 両	市 道	名張市平尾3225番地の1先から 名張市平尾3229番地先までの市 道松崎町平尾線および近鉄名張 駅広場	駅舎方向 に至る左 廻り禁止	終 日
2	松崎町平尾線 近鉄名張駅 広場			

3	近 鉄 桔梗が丘駅前 広場	名張市桔梗が丘官有地近鉄桔梗 が丘駅広場	東進およ び北進禁 止	"
4	市道 桔梗が 丘中央線西側 緩速車道	名張市桔梗が丘1番町1街区3 番地先から名張市桔梗が丘2番 町3街区67番地先までの500メ ートルの間	南進禁止	"
5	市道 桔梗が 丘中央線東側 緩速車道	名張市桔梗が丘1番町1街区2 番地先から 名張市桔梗が丘2番町5街区51 番地先までの500メートルの間	北進禁止	"

別表第2(4) 16の欄の次に、次のように加える。

車 両	市 道	名張市桔梗が丘2番町市道桔梗が丘2の13号 桔梗が丘中1街区8番地先市道桔梗が丘中央線西側 中央線西側緩速車道と市道桔梗が丘2緩速車道への右折 の12号線の交差点	市道桔梗が丘2の16号 2街区1番地先市道桔梗が丘中央線西側 市道と市道桔梗が丘2緩速車道への右折 の16号線の交差点	"
17	市道 桔梗が 丘中央線西側 緩速車道	名張市桔梗が丘2番町市道桔梗が丘2の32号 3街区32番地先市道桔梗が丘中央線西側 市道と市道桔梗が丘2緩速車道への右折 の32号線の交差点	市道桔梗が丘2の41号 4街区番地先市道桔梗が丘中央線東側 道と市道桔梗が丘2の緩速車道への右折 41号線の交差点	"
18		名張市桔梗が丘2番町市道桔梗が丘2の42号 4街区21番地先市道桔梗が丘中央線東側 市道桔梗が丘2の42号緩速車道への右折 線の交差点		"
19	市 道 桔梗が丘中 央線東側緩 速車道			"
20				"
21				"

別表第3 54の欄の次に、次のように加える。

55	桔梗が丘 駅広場	名張市桔梗が丘1番町1街区1番地先 (近鉄桔梗が丘駅前ロータリー入口)	"	1	無
56	市 道 桔梗が丘 中央線	名張市桔梗が丘2番町1街区1番地先 (案内所東交差点)	"	1	無
57	市 道 上野名 張線	名張市南町494番地先 (萱本庄吉方前)	"	1	無
58		名張市南町 476番地先 (西方寺角)	"	1	無
59		名張市黒田1732番地先 (富山信夫方前)	"	1	無
60		名張市黒田 216番地先 (三重産業東)	"	1	無

61		名張市南町811番地先 (吉岡一郎方前)	"	1	無
62	県道 赤目滝線	名張市赤目町柏原 251番地先 (大西勝方前)	"	1	無
63		名張市赤目町 419番地の3先 (松下良方前)	"	1	無
64	国道 165号線	名張市上小波田字鎌井 128番地の1先 (小波田橋東詰)	"	1	無
65	県道 上野名張線	名張市西原町2463番地先 (名張自動車学校前)	"	1	無

別表第5 15の欄の次に、次のように加える。

16	高速車	市道 上野名張線	名張市南町476番地先から 名張市黒田216番地先まで	1,494 メートル	毎時 50キロメ ートル
----	-----	-------------	--------------------------------	---------------	--------------------

別表第8 10の欄の次に、次のように加える。

11	市道 上野名張線	名張市南町 476番地先から 名張市黒田 216番地先まで	1,494 メートル
----	-------------	----------------------------------	---------------

別表第10 20の欄の次に、次のように加える。

21	名張市南町 494番地先市道上野名張線と市道 新町線の交差点 (萱本庄吉方前)	南詰および北詰か ら入る車両	"
22	名張市南町 476番地先市道上野名張線と市道 本町朝日町線の交差点 (西方寺角)	南詰および北詰か ら入る車両	"
23	名張市黒田1732番地先市道上野名張線と市道 溜中谷5号線の交差点 (富山信夫方前)	南詰および北詰か ら入る車両	"
24	名張市黒田 216番地先市道上野名張線と県道 上野名張線の交差点 (三重産業東)	南詰および北詰か ら入る車両	"

別表第12 13の欄の次に、次のように加える。

14	市道 桔梗が丘 中央線	名張市桔梗が丘1番町1街区2番地 先から名張市桔梗が丘2番町5街区 51番地先までの本線車道、緩速車道	500 メートル	"
15	国道 165号線	名張市安部田字大兵良 527番地先から 名張市滝ノ原字七水口 266番地先 まで	13,453 メートル	"
16		名賀郡青山町羽根三谷1452番地の6 先から名賀郡青山町伊勢路1351番地 の14先まで	8,321 メートル	"
17	市道 名張停車場 蔵持線	名張市栄町2938番地の1先から 名張市平尾2654番地先まで	300 メートル	"
18	市道 上野名張線	名張市南町 476番地先から名張市黒 田 216番地先まで	1,494 メートル	"

車 両 近 鉄
桔梗が丘
駅前広場

19

(凡例)
近鉄桔梗が丘駅前広場ただし、白線
で区画表示されたつぎの指定駐車場
を除く。
普通自動車および軽四輪
自動車に限る。

近 鉄
名張駅前
広場

20

(凡例)
近鉄名張駅前広報ただし、白線で区
画表示されたつぎの指定駐車場を除
く。
道路運送法第3条第2項
第1号に規定する一般乗
合旅客自動車運送事業の
用に供する自動車に限る。
道路運送法第3条第2項
第3号に規定する一般乗
用旅客自動車運送事業の
用に供する自動車に限る。

別表第12 駐車禁止の表の次に、次のように加える。

別表第13 駐車方法の指定

番号	車両の種類	路線名	場 所	駐車方法	規制時間
1	普通自動車 、軽四輪白 動車	近鉄 桔梗が丘 駅前広場	名張市桔梗が丘官有地近鉄桔梗が 丘駅舎東側および西側の白線で区 画表示された指定駐車場	直 角	終 日
2	普通自動車	近鉄 名張駅前 広場	名張市平尾官有地近鉄名張駅前広 場の白線で区画表示された指定駐 車場	"	"

別表第13 駐車方法の指定の表の次に、次のように加える。

別表第14 駐車時間の制限

番号	車両の種類	路線名	場	所	制限時間
1	普通自動車、 軽四輪自動車	近鉄 名張市桔梗が丘 駅前広場	近鉄 名張市桔梗が丘 駅前広場	近鉄 名張市桔梗が丘 駅前広場	40分

公 告

- 玉滝土地改良区の換地計画認可申請は適当と決定したので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和47年法律第37号）附則第11項に基づき改正前の土地改良法第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和48年6月1日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 審査報告書の写し

2 縦覧の期間

昭和48年6月1日から昭和48年6月20日まで

3 縦覧の場所

阿山町役場

- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、昭和48年5月11日完了した。

昭和48年6月1日

三重県知事 田 川 亮 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三重郡菰野町大字千種西江野7054—610
7054—609
7054—622

2 許可を受けた者の住所及び氏名

堺市新家町17の8
永 井 清

- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、昭和48年5月16日完了した。

昭和48年6月1日

三重県知事 田 川 亮 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鈴鹿市徳居町字久保542の1

2 許可を受けた者の住所及び氏名

一志郡白山町大字二本木840—1
田 中 広

- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、昭和48年5月17日完了した。

昭和48年6月1日

三重県知事 田 川 亮 三

第 1

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桑名市上深谷部中井縄615—1、615—6、614—4、614—1、555、555—2、555—1

2 許可を受けた者の住所及び氏名

桑名市上深谷部
大 平 俊 夫

第 2

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桑名郡多度町下野代字光田1413

2 許可を受けた者の住所及び氏名

桑名郡多度町下野代277
岡 田 幸 夫

第 3

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桑名郡長島町大字十日外面字孫左エ門前153、193、226

2 許可を受けた者の住所及び氏名

桑名市常盤町46
木曾三川下流砂採取事業協同組合

- 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、朝日町埋縄土地区画整理組合から、次のとおり理事の住所および氏名の届出があつた。

昭和48年6月1日

住 所		氏 名
三重郡朝日町大字埋縄959～1番地		田 中 日出男
" " 990番地		服 部 金 一
" " 1006番地		林 正 明
" " 969番地		水 谷 国 雄
" " 995番地		水 谷 利 治

- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、昭和48年5月14日完了した。

昭和48年6月1日

三重県四日市土木事務所長 脇 田 善 彦

第 1

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
四日市市智積町字外川原67-3
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
津市西裏塔世1083
川 端 邦 彦

第 2

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
四日市市水沢町字中谷3129-1
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市水沢町3300
山 中 鉄 夫

第 3

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
四日市市大字羽津乙129、4192-2、番地
130-2、4193-2
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市霞1丁目2番
中部ケミカル(株)四日市工場
取締役副工場長 小 山 芳 雄

- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、昭和48年4月25日完了した。

昭和48年6月1日

三重県鈴鹿土木事務所長 平 井 敏 一

第 1

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鈴鹿市矢橋町字池舟274-7
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市北玉垣町903
山 本 泰 道

第 2

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鈴鹿市白子町字野起1756
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市東新町24-10
杉 原 隆

- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、昭和48年5月7日完了した。

昭和48年6月1日

三重県鈴鹿土木事務所長 平 井 敏 一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鈴鹿市平野町字岩ノ谷967-2
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市庄野町3176
永 吉 良 正

- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、昭和48年5月9日完了した。

昭和48年6月1日

三重県鈴鹿土木事務所長 平 井 敏 一

第 1

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鈴鹿市平野町森山570
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市平野町1331
伊 東 ふ み 奈

第 2

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鈴鹿市伊船町字下川原1367

2 許可を受けた者の住所及び氏名

鈴鹿市伊船町1029—6

森 昭 雄

- 建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は三重県松阪土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和48年6月1日

三重県知事 田 川 亮、三

1 関係土地の地名地番

松阪市横地町大字614ほか1筆

2 指定道路

道路番号

幅 員

延 長

A

6.00メートル

34.50メートル

3 道路位置指定申請者の住所及び氏名

松阪市横地町404番地

北 岡 章 雄

4 指定年月日

昭和48年5月10日

●正 誤

昭和48年5月15日付三重県公報第 10145号に登載した、昭和48年度前期技能検定の実施(三重県告示第292号)中

ページ	行	誤	正
13	表中下欄	建築製図、化学分析、 表具及び塗装	建築製図、機械製図化学分 析表具及び塗装
〃	22	技能検定受検申請書	技能検定受検申請書

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 550円

1箇年 6,600円

昭和48年6月1日印刷発行
津市広明町13番地(電代☎1111)三 重 県 庁
印刷 三重県総務部学事文書課